

大和市教育委員会告示第7号

放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月26日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

放課後寺子屋やまと事業等実施要綱の一部を改正する要綱

放課後寺子屋やまと事業等実施要綱（平成26年大和市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

題名を「大和市放課後寺子屋やまと事業等実施要綱」に改める。

第1条中「が学習支援を受ける環境を整備する」を「の安全で安心な居場所を設けるとともに、学習支援の場を提供する」に改める。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（運営委員会）

第10条 寺子屋を円滑に運営するために、別に定めるところにより、実施校ごとに運営委員会を置く。

第9条を削る。

第8条第3項中「受け入れ」を「受入れ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 学習支援ボランティアは、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その役割を退いた後も、同様とする。

第8条を第9条とする。

第7条第1項中「（大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）に定める「放課後寺子屋やまとコーディネーター」をいう。）」を削り、同条第2項中「行う」を「業務とする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 放課後寺子屋やまとコーディネーターは、事業の企画運営及び連絡調整を業務とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「利用時、受付簿に必要事項を記入し」を「事前に交付する参加カードを利用時に第8条に規定するスタッフに提示し」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、原則として第1号に掲げる日に放課後寺子屋又は子ども教室のいずれかの事業を行うものとする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(実施方法)

第3条 放課後寺子屋は、子ども教室（大和市放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成23年大和市教育委員会告示第10号）第1条に規定する子ども教室をいう。以下同じ。）と相互に連携して実施し、もって両事業を効果的に実施するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。